

学校いじめ防止基本方針

知多市立岡田小学校

1 いじめの問題に対する基本的な考え

いじめは、自己有用感や居場所・絆を喪失し、他者の尊重や他者への感謝の気持ちをもてなくなった児童生徒が、他の児童生徒に心理的または物理的攻撃を繰り返す行為であり、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうした行為に対して、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では手遅れである。あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、組織的かつ計画的に、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う。

また、発見したいじめに対しては全職員で情報を共有し、組織的に対応しながら早期解消に全力をあげる。

【いじめの定義】

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【学校が講ずべき基本的施策】

- (1) わかる授業づくりと、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫
- (2) 学習規律の徹底
- (3) 社会体験や交流体験の機会の計画的な配置
- (4) 道徳教育等の充実
- (5) 早期発見のための措置
- (6) 相談体制の整備
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

2 いじめの未然防止の取り組み

(1) いじめ防止のための組織とその招集

いじめ防止対策委員会	全教職員 <必要に応じてS C等の専門家> 【校長が招集】
緊急委員会	校長，教頭，教務主任，校務主任，生徒指導主任 該当学年担任，養護教諭 【必要に応じ生徒指導主任が招集】

(2) いじめに向かわせない，加害者を生まない日常の指導

① 日常の学校生活の改善

- わかる授業づくり
- すべての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- 過度の競争意識をもたせない
- 授業規律の徹底（チャイム着席，正しい姿勢，発表のしかた，聞き方等）
- いじめを許さない集団意識づくり

② 教師の意識の改善

- 不適切な認識や言動，差別的な態度や言動を改める。
- 授業を公開し，不適切な指導がないか，助言を受ける。

③ 行事等を通して心を育てる。

- 友人関係，集団づくり，社会性の育成のために行事を有効に活用する。
- 他の児童生徒や大人との関わり合いを通して，人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと，互いに関わり合いながら絆づくりを進め，他人の役に立っている，他人から認められているといった自己有用感を獲得させることが目的であることを意識させる。

④ 未然防止に向けた情報モラル教育の充実

- 外部より専門家を招き，インターネットをはじめとするSNSの利用のしかたや，情報モラル教育を行う。

⑤ 岡田っ子 ハートチェック

- 誰が被害者か加害者かとは関係なく，いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し，いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って，その取組の成果を評価し改善するために「岡田っ子 ハートチェック（無記名式アンケート）」を実施する。

◆深刻ないじめは，被害者がその事実を他人には言えない方法や内容で行われる。「記名式アンケート」では，そうした答えにくい事実を把握できない。

◆被害者や加害者が誰なのかを知るためにアンケートを実施する，という安易な発想を教職員全員が捨てることから，いじめの取組は始まる。【生徒指導リーフ4】

(3) 年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認【教頭】	○SCの児童・保護者への周知【SC】 ○学級・学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知【教務】 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明【校長】
5月		○ペア遠足（異年齢集団活動）		○授業参観
6月	○現職研修①「児童理解と学級づくり」【教務】	○運動会応援合戦（異年齢集団活動） ○情報モラル指導【5・6年主任】 ○福祉体験教室	○教育相談週間	
7月	○取組評価アンケート（教職員）【教頭】		○岡田っ子ハートチェック	○個人懇談会
8月	○現職研修②（ケーススタディ）			
9月			○身体測定	○授業参観
10月			○教育相談週間	○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月		○「秋のフェスティバル」（異年齢集団活動）		○保護者への学校評価アンケート【教頭】
12月	○取組評価アンケート（教職員）【教頭】	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動	○岡田っ子ハートチェック	○個人懇談会
1月		○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	
2月	○自己評価	○1/2成人式（4年） ○6年生を送る会	○心の体のアンケート	○授業参観
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○学校関係者評価委員会による「自己評価」の評価【教頭】
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動（月に1回）

3 いじめの早期発見とその対応

- ① 些細な変化に気づく
 - 気になる行為に注意を払う。(態度、グループの変化、からかい、冷やかし)
 - 居場所の変化(保健室へ頻繁に行くなど)
 - 理由のはっきりしない欠席
- ② 見えにくいいじめ、暴力を伴わないいじめを発見する
 - 教育相談等での本人からの相談
 - 他の児童からの情報(教育相談等)
 - 保護者からの情報(連絡帳、電話連絡)
- ③ 情報を共有する
 - 職員室での話題にする。
 - 学年主任、生徒指導主任、管理職に伝え、記録を残す。
- ④ 誠意をもって速やかに対応する
 - 行為の速やかな制止
(当人が遊び、ふざけと主張しても、暴力的な行為・言動はすべて制止する。)
 - 生徒指導主任・管理職への報告(いじめ防止対策小委員会の開催)
 - 組織対応への移行

4 いじめに対する措置

- ① 速やかに組織対応へ移行する。いじめ防止対策緊急委員会において行動方針を決定する。
- ② 保護者の協力を求める。
- ③ 場合に応じて、教育委員会に報告して指示を受ける。警察とも連携する。
- ④ 謝罪や責任を問うことで解消したとせず、児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。(臨時の学級会や学年集会等)

※ネット上のいじめに対しては、学校の設置者と相談しながら対応する。
必要に応じて法務局、地方法務局、所轄警察署の援助を求める。

5 重大事態への対応

国が示したフローチャートに従い、市教育委員会の判断に従って対応する。

参考資料 2

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力